

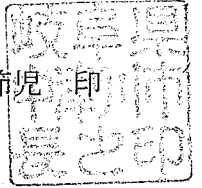
中津川市公告第1号

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和3年1月5日

中津川市長 青山 節児 印



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在	林班	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
1	中津川市田瀬字上田瀬	112 林班イの一部	5.56	5年 (2026.3.31)	集積計画 集12～集17

2 縦覧場所 中津川市かやの木町2番1号 中津川市役所林業振興課、及び中津川市ホームページ

3 本公告により、中津川市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。